



全日三重

Vol-375 2021.10.1

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

インターネット広告の注意事項について

東海不動産公正取引協議会 三重地区調査指導委員会（宅建協会・全日協会）では、9月1日から10月31日までを「違反広告の調査指導強化月間」とし、「不動産の表示に関する公正競争規約」の遵守徹底をお願いしております。

期間の途中ですが、特に、インターネット広告において、表示規約が遵守されていない例が見受けられますので、注意喚起させていただきます。

下記について、今一度ご確認いただき、表示規約を遵守いただきますようお願い申し上げます。

1. 「情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日」の表示について

インターネット広告において、「情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日」は表示が義務付けられている事項です。

この事項は、広告がいつの時点の情報に基づき表示されたものなのか、次にこの情報がいつ更新される予定なのかを明らかにするものであり、一般消費者、不動産事業者双方にとって極めて重要な事項の一つですので、広告の上部等の見やすい位置に、見やすい大きさの文字で明瞭に記載する必要があります。

2. 定期的な情報更新の実施

おとり広告の発生原因として、情報の更新を怠っているケースが多くを占めています。物件の取引状況等の確認を怠り、契約済みとなっているのに削除せず、広告を継続するといった場合などです。

情報の更新期間は、最長でも2週間とし、定期的に更新をお願いいたします。また、期間内に契約済みとなった物件は、次回の更新予定日を待たず、すみやかに削除等行ってください。

踏切道改良促進法等の改正に伴う宅地建物取引業法施行令の改正について

令和3年9月25日、「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、宅地建物取引業法施行令が改正されましたのでご留意ください。

●宅地建物取引業法施行令の改正点(第3条関係)

宅地建物取引業者が重要事項として説明しなければならない、業法施行令第3条第1項に定める法令に基づく制限に、下記の二つの制限が追加されました。

- (1) 災害応急対策施設管理協定の承継効(改正法による改正後の道路法第48条の29の7)に係る制限
改正法により、災害応急対策施設管理協定の承継効が新設されたことを踏まえ、当該承継効を法令に基づく制限に追加
- (2) 道路外滞留施設協定の承継効について(改正法による改正後の踏切道改良促進法第10条関係)に係る制限
改正法により、道路外滞留施設協定の承継効が新設されたことを踏まえ、当該承継効を法令に基づく制限に追加

※ 上記(2)を踏まえ、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の別添3「重要事項説明の様式令」のうち、記載要領③の「法令名」の欄に記載する法律名として「踏切道改良促進法」が追加されました。

新入会員のご紹介

入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
3.9.24	大臣(1)9201	ニッカ不動産(株) 三重店	藤田 雄大	三重郡川越町豊田 346	059-361-5577

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。